

公益財団法人かずさDNA研究所における公的資金等の取扱いに関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公益財団法人かずさDNA研究所（以下「研究所」という。）における公的資金等（以下「公的資金等」という。）の取扱いに関して、役員、研究職員及び事務職員（以下「職員等」という。）が各々の職務、権限及び責任を認識し、適正に運営及び管理をするために必要な事項を定めるものとする。

2 公的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合及び研究所が別に定める場合のほか、この規程の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「公的資金等」とは次の各号に掲げるものをいう。なお、千葉県から交付される補助金等についても公的資金等に準じて取り扱うものとする。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金（個人の研究者に対する補助金と研究所に対する補助金のいずれも含む。）
- (2) 資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者・グループ（以下「研究者等」という。）を募り、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者等の所属機関の間で研究の委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）及び資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金

(職員等の意識向上)

第3条 職員等は、公的資金等が国民の税金等を原資としていることを常に認識し、適正に執行に努めるものとする。

第2章 組織

(公的資金等最高管理責任者)

第4条 研究所に、研究所全体を統括し、公的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとして公的資金等最高管理責任者を置き、理事長を充てる。

(公的資金等統括管理責任者)

第5条 研究所に、公的資金等最高管理責任者を補佐し、公的資金等の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として公的資金等統括管理責任者を置き、所長を充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 研究所にコンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行モニタリング・改善指導の役割を担う者としてコンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）を置き、事務局長を充てる。

2 前項のコンプライアンス推進責任者をサポートする者として、コンプライアンス副責任者を置き、企画管理部長、研究部長を充てる。

第3章 適正な管理運営

(公的資金等の適正な運営及び管理)

第7条 公的資金等は、次条で策定する不正防止計画を踏まえ、適正に管理運営するものとする。

2 前項の目標を達成するため、特に物品の発注・納品体制、雇用、職員等の出張等に関しては適正な取扱いに留意するものとする。

(不正防止計画)

第8条 公的資金等最高管理責任者は、業者等の不正な取引等様々な不正発生要因の把握及び、状況改善に資するため不正行為計画を策定する。

2 不正防止対策部署を企画管理部総務課とする。

(内部監査体制の構築)

第9条 公的資金等最高管理責任者は、公的資金等の適正な管理のため、定期的な内部監査を行うものとする。

2 内部監査部署を企画管理部財務企画課とし、不正防止計画対策部署や外部監査法人と連携をしながら監査を行うものとする。

3 監査員は、監査結果を理事長に報告するものとする。

(職員等の教育)

第10条 公的資金等の運営・管理に関わる全ての職員等は、コンプライアンス教育として、eラーニングを活用した教育訓練を受講するとともに修了証及び誓約書（様式第1号）を提出するものとする。

(研究データの保全)

第11条 職員等は、研究活動において得られたデータや実験ノート等を合理的な保存期間（論文発表後、10年間を原則とし、各研究部において、各研究分野の特性に応じ10年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）とし、理事長が必要と認める場合には、開示するものとする。

(公的資金等の申請)

第12条 職員等は、公的資金等の応募をする際には、公的資金等応募申請届（様式第2号）を提出するものとする。

第4章 外部への公表

(外部への公表)

第13条 公的資金等最高管理責任者は、本規程に基づく事項について積極的な公表に努めるものとする。

第5章 窓口の設置

(窓口の設置)

第14条 効率的な研究遂行の適切な支援のため、公的資金等の使用及び事務処理手続きに関する研究所内外からの相談窓口は、企画管理部事業推進課長とする。

2 公的資金の不正等に係る研究所内外からの通報窓口は、企画管理部総務課長とする。

3 コンプライアンスに関する担当窓口を企画管理部事業推進課長とする。

第6章 補則

(雑則)

第15条 本規程に係る事務は企画管理部事業推進課で所掌する。

2 この規程に定めるもののほか、公的資金等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。